

チェンマイ・イニシアティブの後に来るもの

(財)国際通貨研究所

専務理事 浅見唯弘

チェンマイ・イニシアティブの具体化

昨年5月、タイのチェンマイにおいて、アセアン10カ国と日・中・韓3カ国（アセアン+3）の間で、将来の金融危機に備えた地域金融協力に関する合意（チェンマイ・イニシアティブ）が成立した。その主たる内容は、第一に、二国間スワップ取極め（チェンマイ・スワップ）を締結すること、第二に、短期資本フローに関するモニタリング等の政策対話を強化することであった。東アジアにおいては地域的な金融協力意識がこれまで希薄であったため、短期融資メカニズムを伴う「チェンマイ・イニシアティブ」は画期的な合意と考えられ、その成り行きが注目された。

関係政府間で交渉が進められた結果、昨年11月シンガポールで開催されたアセアン・サミットにおいて、アセアン10カ国全てが参加する総額10億ドルのスワップ取極めが合意された。また、今年5月、ホノルルにおけるアジア開発銀行総会時に開催された「アセアン+3」の財務大臣会議において、日本政府は、韓国、マレーシ

ア、タイとの間で二国間スワップ取極めに合意した、と発表した。韓国とは、既存枠50億ドルに加え20億ドルのドル・ウォン間のスワップ、マレーシアとは既存枠25億ドルに加え10億ドルのドル・リング間のスワップ、タイとは、30億ドルのドル・バーツ間のスワップの取極めがそれぞれ締結されることになる。更に、日本政府は、中国と円・人民元、フィリピンとドル・ペソのスワップ取極めにつき現在交渉中であり、今後、スワップのネットワークの構築に向けてその他のアセアン諸国との二国間スワップの交渉を継続すると述べた。

アセアン諸国間のスワップ取極めに加え、日本と韓国、マレーシア、タイ3カ国との間で二国間スワップを合意したことは「チェンマイ・イニシアティブ」が具体化しつつあることを示している。今後、中国及び韓国とアセアン諸国との間でスワップが順次締結されれば、「アセアン+3」の間で二国間スワップの集合体としてのネットワークが成立することになる。

進まない政策対話

このスワップ取極めと不可分な関係にある短期資本フローに関するモニタリング等政策対話の促進については、各国それぞれ事情があるため、短時間で合意に達することは困難であったようである。今回のホノルル会議では具体的進展は無く、資本フローについての情報交換は二国間の自主判断に任されることとされた。資本フローを公表すると為替相場に影響を及ぼしかねないと心配している国もあるようである。しかし、資本フローのモニタリング等政策対話は、地域金融協力を深化させるために必須なステップであるだけに、関係国はより組織化されたシステムの構築のために今後とも鋭意取り組む必要がある。

IMF融資とのリンケージ

今回のスワップ取極めでは、二国間スワップ金額の10%まではIMF融資とのリンケージ無しに引出可能とされたが、残りの90%についてはリンケージが必要とされ

た。これによって、東アジアのスワップのネットワークがIMFの機能を補完する関係にあることがより明確にされた。1997年9月に日本が提案したアジア通貨基金（AMF）構想以来議論されてきた地域金融協力とIMFとの関係に対し、当面の具体的な答えが出されたといえよう。また、IMF融資とのリンケージが組み込まれたことによって、IMFコンディショナリティが融資の返済を確実なものにする担保の役割を果たすことになった。

スワップ取極めの有効性

1997年7月タイで発生した通貨危機に対応し、同年8月に、総額172億ドルの金融支援パッケージがIMF等国際機関及び地域の政府により合意された。このうち国際機関としては、IMF40億ドル、世銀15億ドル、ADB12億ドルを供与し、二国間ベースとしては、日本40億ドル、中国10億ドル、香港10億ドル、マレーシア10億ドル、シンガポール10億ドル、オーストラリア10億ドル、韓国5億ドル、インドネシア5億ドル、ブルネイ5億ドルがこのパッケージに含まれた。欧米諸国は何れも参加しなかったため、パッケージは国際機関とオーストラリアを含むアジア地域各国による二国間による支援となった。「チェンマイ・スワップ」は、スワップ取極めをあらかじめ締結しておくことによって、タイのような危機が発生した際に、IMF支援に呼応した二国間の支援を直ちに実施する地域におけるセーフガードと位置付けられよう。

この取極めの特徴は、第一に二国間の双務的な取極めの集合であることである。二国間取極めは、借入れ国、貸し手国の権利義務がそれぞれ関係二国間の取極めによるので画一的とならないため、支援の仕組みとしては多角的な取極めに比べ弱い仕組みであると云わざるをえない。第二は、90%の資金の引出がIMF融資とリンクされているので、当該国がIMFへ支援要請する以前の段階、即ち金融危機に陥る前の軽微な調整段階で、地域協力により問題を解決しようとしても、十分な資金が確保できないことである。このように「チェンマイ・スワップ」は今後改善を要しようが、今回の合意は、東アジアにおける地域金融協力の永い道程を歩みはじめる契機を作ったというシンボリックな意味で重要である。

二国間から多国間へ

スワップ取極めは双務合意で、形式的にはいずれもが借り手になることができる。しかし実際にはNIESを除くアセアン・メンバーが借り手、日本と中国が主たる貸し手となるケースを想定していると思われる。また二国間スワップは、個々の取極めの内容が異なると思われるので、多角的融資取極めに比し運営上の透明性及び効率性の点で劣る。そのためスワップのネットワークが完成した後に、それを多角的な仕組みへ切りかえていくことが検討されるべきであろう。

多国間融資取極めは、借り手と貸し手との権利義務関係をより明確に規定することによって地域協力の仕組みをより透明性の高い、強力なものにする。さらに資金使途として危機の回避に加え、危機に至る以前の国際収支や通貨介入支援を含めることも検討に値しよう。ただし、そのためには、資本フローに関するモニタリングを含む幅広い政策対話と政策調整に関する多国間ベースの合意が前提となる。各国は自国の経済政策に関するコンサルテーションを受け入れるなどにより、内向きの政策運営を変更してより開放された政策へ転換することが必要となろう。

機関の設立の必要性

多国間の仕組みを効率的に遂行するためには、何らかの独立した機関の設置が必要である。このような地域機関を設置することに対する米欧の反応は、「チェンマイ・スワップ」取極めのなかでIMFとのリンケージが明確にされたために、AMFに対して示されたような否定的なものとはならないであろう。IMFリンケージを明確にする限り、地域機関の設置は、本来東アジア諸国が独自に決定できる事項と考えるべきであろう。

さらに、メンバー国が一定の資金を出資ないし融資のコミットの形で当該機関へ拠出すれば、より充実した機関となる。機関は資金の拠出、融資にかかわる一般業務を行うと共に、加盟国間の政策対話、資本フロー等のモニタリングを促進する機能を持つ。資金を引き出す際の諸条件を定め、それを満たせば資金の引出しを行う

ことができる仕組みを明確にする。このような多国間の合意に基づく仕組みができれば、地域機関は、たとえばIMF支援を必要とする以前の段階における借入国の状況に応じてある程度弾力的に対応することができる。この場合、地域機関がIMFとのリンケージ無しで引出可能な資金が占める割合を、「チェンマイ・スワップ」の10%から拡大することが妥当と考えられよう。

貿易面での地域協力

東アジア地域においては、近年金融面での地域協力に加え貿易面での地域協力が進展してきた。日本及び韓国は、それぞれ域内外の数カ国と二国間の自由貿易協定（FTA）の締結へ向けて現在交渉中である。シンガポールは、既にニュージーランドとFTAを締結し、さらにオーストラリア、米国、メキシコ、カナダ等と現在交渉中である。日本はこれまでガットやWTOを中心とする多国間貿易協定を優先したため、FTAの締結実績は皆無であった。日本とシンガポール政府が予定通り本年中にFTAを締結すれば、日本にとって初めてのFTAとなる。FTA締結が実現すれば、これまでの政府の基本方針である多国間貿易優先に対する重要な変更を意味する。

東アジア諸国は、既存のアセアン自由貿易圏（AFTA）に加え、FTA締結によって自由貿易圏が拡大する方向にある。そのような中で、昨年11月のアセアン+3サミットにおいて、中国はアセアンと中国の間の自由貿易圏構想を提案した。これに対しアセアンは、日本と韓国を加えたアセアン+3による自由貿易圏構想とすべきであるとした。このように東アジア地域においては、地域的な自由貿易圏へ向けた動きが出てきており、ヨーロッパが50年も前に関税同盟から将来の共同市場を目指し歩み始めた長い道程をようやく歩み出したといえよう。

「チェンマイ・イニシアティブ」に続くもの

東アジアにおける地域協力は、東アジア金融危機が契機となり「チェンマイ・イニシアティブ」が成立した。このような経緯から、東アジア諸国が危機を克服し、

やがて持続的な成長軌道へ戻ると危機のモメンタムは失われ、地域金融協力は色あせたものになる可能性がある。しかしながら、東アジア当局者が「チェンマイ・イニシアティブ」に合意した真の狙いは、危機の対応のみならず、それが将来の貿易、通貨面における地域協力の端緒になる、と考えたからと推測する。

東アジアにおける地域協力は、そのごく初期の段階にあるので、地域協力は貿易、金融、通貨のなかでいずれを先行させるかではなく、当面は可能なものから進められるべきであろう。しかし、地域協力の目的は、地域平和等政治的な側面を別とすれば、域内貿易の振興と自由な資本フローによる地域経済の活性化、更にはそれによって地域の人々の生活水準向上に資することにある。域内貿易を振興するためには、自由貿易協定からスタートして長期的には共同市場の方向を目指すこととなるが、その過程において域内通貨の安定が必要となり、何らかの地域的な通貨・為替のシステムの確立が不可欠となる。現在学者や当局者により米ドル・ユーロ・円よりなるバスケットにリンクした通貨制度が論じられている。さらに将来的には地域における通貨の安定のためには当局による国際収支対策や為替市場への介入に関する政策対話が促進され、そのために必要な資金を効率的に融通するメカニズムについても議論されよう。

地域通貨安定化システムの創設、更には共通通貨へ議論が及ぶ段階で、経済政策面における対話及び政策協調を深めることが更に必要とされよう。先に「チェンマイ・イニシアティブ」で合意された政策対話の具体化が容易ではない例に見るごとく、政策協調への道程は容易ではない。しかし、これを乗り越えることなくして地域協力は深化されないことは銘記する必要があるだろう。

ヨーロッパに学ぼう

今年1月神戸で開催されたアジア欧州会合（ASEM）財務大臣会議では、アジア・ヨーロッパ諸国の協力のもとに通貨制度・地域金融協力に関する民間の協同研究を支援する神戸リサーチ・プロジェクトが発足した。ヨーロッパにおける過去半世紀

に渉る地域協力の経験は東アジア諸国にとり学ぶ点は多く、ASEMのリサーチ・プロジェクトの成果は大いに期待したい。

東アジアとヨーロッパとを比較するとその置かれた状況が著しく異なる。東アジア域内における所得較差、経済の発展段階の違いは、ヨーロッパと比較すると著しく異なっている。一人あたりGDPが、30000ドルを超える国もあれば1000ドルに達しない国もある。政治体制が異なる国が存在する。ヨーロッパではキリスト教が支配的宗教であるのに対し、東アジアでは仏教、イスラム教、キリスト教などさまざまな宗教が混在していて、社会、文化面における相違も大きい。更に、ヨーロッパがNATOによる単一の安全保障体制のもとに置かれているのに対し、アジアにはそのような枠組みはない。このようにアジア地域では政治、経済、社会、文化などさまざまな面においてヨーロッパと著しく異なるため、ヨーロッパ型の経済統合は東アジアでは不可能であるとする議論には説得力がある。

しかし東アジアが地域協力の方向に背を向けて、現状に甘んじることはもはや考えられない。EUは通貨統合を既の実現し、今後東欧諸国をメンバーに加えて現在の15カ国から、2004年には20数カ国へ拡大する予定である。米州はNAFTAとMERCOSURとが統合し、巨大な南北アメリカ自由市場が数年後に確立される可能性がある。そのようななかで、東アジア地域もより緊密な地域経済関係へ向かうと考える方が自然である。地域金融協力は貿易、通貨システム、金融を通じて地域経済に確実に利益をもたらすと考えられるからである。だからといってEUと同様の道程を歩むとは思えない。東アジアは地域に最も適合した第三の道を時間をかけて模索することになると思われる。

長期のビジョンを描こう

重要なことは、東アジア地域がアジア危機のモメンタムが失われないうちに、「チェンマイ・イニシアティブ」に続く地域協力の姿をどのように描くかである。最近の他の地域における動きに刺激されて、アジアにおける貿易、金融、通貨に関する

地域協力に関する議論が相当活発に行なわれるようになってきた。しかし、これまでの段階は将来の金融危機を回避するための協力という防衛的な意味合いが強く、また、基本的には関係国政府の実務者を中心に推進されてきた。

この政治的にも経済的にも困難を伴う作業は、いずれかの段階で政治による主導を必要とする。EUの50年の歴史では、政治家は強いリーダーシップの下に長期的な目標を掲げ、世論を統合へ向けて導いてきた。ドイツのアイヘル蔵相は、今年の1月の東京における講演で、「50年前、ヨーロッパの多くの国々が、自国通貨を放棄して共通通貨を採用することを夢見たヨーロッパ人は誰一人いなかった。今やそれが現実となった。」と述べている。50年後における東アジアの姿を今描いてもそれは夢物語を語るに等しいことかも知れない。しかし、地域に共通の利益をもたらすより緊密な地域協力をさらに討議し、「チェンマイ・イニシアティブ」の後に何をすべきか、さらにたとえ夢物語であっても東アジアにおける中長期的なビジョンを描くことは重要であると考えられる。

(本稿は、2001年8月1日発行「国際金融」誌第1070号（財団法人外国為替貿易研究会発行）に掲載されたものである。)

©2001 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address : 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan
Telephone : 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町1-3-2
電話：03-3245-6934(代) ファックス：03-3231-5422
e-mail : admin@iima.or.jp
URL : <http://www.iima.or.jp/>